

わくわく!!

情報広場



今月の納税など

軽自動車税 全期

固定資産税(都市計画税を含む)

全期および1期

※納期限までに忘れずに納めましょう。口座振替をご利用の人は、残高不足などにご注意ください。

休日納税相談

とき 5月26日(日)午前8時30分～午後5時

ところ 納税課

夜間納税相談

とき 5月10日(金)午後5時15分～9時

ところ 納税課

最終日曜日 市役所開庁

各種証明書の交付や納税相談などを行うため、毎月最終日曜日(今日は26日)午前8時30分～午後5時、市役所の一部を開庁します。
開庁窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課

上下水道料金納入に 夜間窓口開庁

毎月、夜間(午後8時まで)に上下水道料金を納入できるよう第2浄水場を開庁しています。5月は28日(火)です。ご利用ください。
問合せ 水道管理課 ☎(48)00050・FAX(48)0120



ふるさと納税制度の ご寄附のお礼

市内外の多くの人からいただき、誠にありがとうございます。市では、ご寄附をいただいた人へ、感謝のきもちを込めて、「特選幸手のこしひかり(新米)」を贈呈しています。なお、今後のご寄附については、平成25年産の新米を10月ごろお届けする予定です。

◎ご寄附をいただいた人

(3月1日～31日)

遠藤耕太郎様、遠藤真理子様、

久保 安英様、篠崎 太郎様、
白井 勲様、鈴木 克成様、
高橋 勲様、高橋 利典様、
西川 理様、松井 浩志様、
森崎 弘士様
※3月31日時点で入金の確認ができていない人について、50音順で掲載しています。

◎公表を希望されない人 38人

▼平成24年度寄附者数・寄附金総額

685人・856万1510円

問合せ 税額控除以外全般は財政課

内線252・FAX(43)3783

寄附金に対する税額控除関係は

税務課 内線132・FAX(43)125

新しい民生委員の紹介

4月1日付けで、民生委員・児童委員が変更になりましたのでお知らせします(敬称略)。

▼志村 くに子 ☎(42)3644

担当区域 東3丁目1～3・7

12・19～27番・東3区の一部

▼近藤 純雄 ☎(43)2666

担当区域 東5丁目12～22番・東

5区
問合せ 社会福祉課 ☎(42)8435・FAX(43)5600

民生委員・児童委員の日強化週間

民生委員・児童委員の活動を地域のみなさんに理解していただくため、つぎの期間に地域住民宅を訪問します。

とき 5月12日(日)～18日(土)

問合せ 社会福祉課 ☎(42)8435・FAX(43)5600

幸手市第九コンサート 前期講座参加者募集

12月22日(日)にアスカル幸手で開催する第九コンサートの参加者を募集します。

とき 6月16日～9月22日の日曜

日午後1時～3時(全10回)

ところ 西公民館

講師 藤井 和枝氏

参加費 3000円

申込み 本紙折込み(アスカル幸

手でも配布)の申込書に必要事

項を記入の上、6月16日(日)ま

でに郵送 ☎340・0115幸

手市中3・10・30またはFAX

問合せ NPO法人幸手市芸術文

化振興協会 幸手市第九を歌う会

芝さん ☎070(6476)069

3・FAX(43)4413

環境ホットライン

不法投棄は
犯罪です!!

市のごみ集積所や道路、個人の所有する土地などに、無断で生活ごみや家電製品などを捨てる不法投棄が後を絶ちません。

ごく一部の不心得な人の行動により、環境悪化、自然破壊をも招いている状況です。

「誰にも迷惑をかけていない」という気持ちでなく、ごみはルールに従って正しく排出しましょう。

市では、不法投棄の多い場所への不法投棄禁止の看板設置や、定期的なパトロールを行うなどの防止対策を実施し、不法投棄の撲滅に努めています。

▼不法投棄は法律により

罰せられます

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、みだりに廃棄物を不法投棄すると、「5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下の罰

市役所の代表電話は☎43-1111です

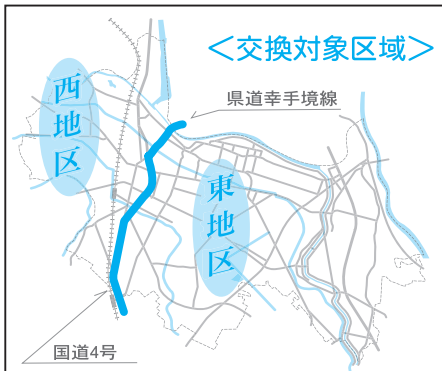
(開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です)
(閉庁日は土曜、日曜、祝日、年末年始です)

水道管理課から

■水道メーターの交換

市では、東地区と西地区に分け、水道メーターの交換を行います。なお、対象のご家庭には、お知らせを配布後、幸手市指定給水装置工事業者がお伺いします。

※敷地内での作業への立会いは不要で、交換費用は市が負担します。また、作業員は、必ず市発行の身分証明書(有印)を携帯していますので、ご確認ください。



2回目／10月下旬～11月中旬
○市全域(口径25mm以上)

7月中旬～2月下旬

■水道配水管の清掃

つぎの日程で水道配水管の清掃を行います。清掃時間は午後11時30分から翌午前5時ごろまでです。※清掃作業中は水の出が悪くなり、濁り水が出る場合がありますので、ご注意ください。

5月7日(火)～翌8日(水)	惣新田、中野、下吉羽、西関宿、木立、長間、北1・2丁目、西1・2丁目、千塚、松石、外国府間
5月14日(火)～翌15日(水)	北3丁目、上吉羽、見立団地、戸島、権現堂、中川崎、下川崎、中5丁目
5月21日(火)～翌22日(水)	香日向1・2丁目
5月22日(水)～翌23日(木)	香日向3・4丁目
5月28日(火)～翌29日(水)	東1丁目～5丁目、緑台1・2丁目、上高野1丁目、中1・2丁目、南1～3丁目、上高野
6月4日(火)～翌5日(水)	幸手団地

問合せ 水道管理課 ☎(48)0005
0・FAX(48)0120

幸手駅構内物産陳列所 展示希望者募集

受付期間 5月7日(火)～17日

■3月の救急と火災／救急車出動件数191件(急病111件、交通事故24件、その他56件)、火災発生件数5件、火災と救急は119番(火災発生時のお問い合わせは☎(42)9119(幸手消防署))

(金)

受付場所 商工観光課窓口

対象 市内事業者

使用料 年間1800円(後日納付)

問合せ 商工観光課 内線592・FAX(43)1123

不動産無料相談室

とき 6月4日(火)午後1時～4時
ところ 市役所第二庁舎2階第1会議室A

内容 不動産取引についての困りごと、分からないことなど

※建築指導課(内線572)でもお問い合わせをお受けします。

問合せ (社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉支部 ☎(31)1157

建築無料相談室

とき 6月4日(火)午後1時～4時
ところ 市役所第二庁舎2階第1会議室A

内容 建築物の新築・増築・改築・リフォーム・耐震相談など

※建築指導課(内線572)でもお問い合わせをお受けします。

問合せ 建設埼玉埼玉葛幸手支部 ☎(48)0275

埼玉土建久喜幸手支部 ☎(59)3812

(社)埼玉建築士会杉戸支部・幸手支部 ☎(48)0875

埼玉土建久喜幸手支部 住宅デパート

とき 6月9日(日)午前10時～午後3時(受付は午後2時30分まで)

ところ 中3丁目広場(幸手小学校南門前)

内容 無料住宅相談(耐震相談、リフォーム相談)、各種模擬店など

問合せ 埼玉土建一般労働組合久喜幸手支部 ☎(59)3812

建築後退用地の買取り

市では、市街化区域で建築物を新築・増築する場合、道路の中心から2m後退した土地(建築後退用地)の買取りを行っています。

要件などの詳細については、お問い合わせください。

問合せ 建築指導課 内線572・FAX(43)7656

木造住宅耐震補助

昭和56年5月31日以前に建築確認を取得し建築した木造一戸建ての住宅などの耐震診断や耐震改修工事を対象に補助を行います。

※詳細については、建築指導課へお問い合わせください。

問合せ 建築指導課 内線572・FAX(43)7656

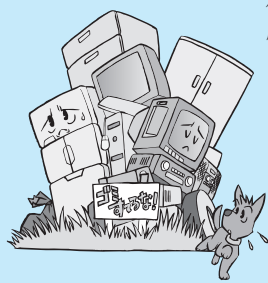
金)、また、廃棄物を不法投棄および野外焼却する目的で収集または運搬した場合も、「3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金」に処せられます。

▼不法投棄されにくい環境づくりを

個人の土地を守るのは自分自身です。万が一、不法投棄されてしまった場合は、自らの責任で処理しなければならぬことになっていきます。

①こまめに草刈りをし、見通しの良いきれいな状態にしておく
②さくらの設置や施錠などの対策を講じ、安易に土地の中に侵入されにくくしておく
③定期的に見回りをし、常に土地の状況を把握する

など、不法投棄を予防するため、まずは不法投棄されにくい環境づくりを徹底しましょう。



▼不法投棄を見かけたら…

産業廃棄物不法投棄110番へ

24時間フリーダイヤル

☎0120-530-384

問合せ 環境課 ☎(48)0331・FAX(48)2226